

議会運営委員会日程

平成27年2月9日（月）

午前10時 502会議室

日程第1 平成27年第1回定例会の日程と運営について

(1) 付議事件

① 議案 ----- 70件

（内訳）

条 例 ----- 31件

事 件 ----- 14件

予 算 ----- 19件

補正予算 ----- 6件

② 報告 ----- 1件

③ 請願・陳情

◇閉会中の継続審査となった請願で審査を終わり報告されるもの

総務委員会 ----- 1件

市民委員会 ----- 0件

健康福祉委員会 ----- 0件

まちづくり委員会 ----- 0件

環境委員会 ----- 0件

議会運営委員会 ----- 0件

◇平成26年第4回定例会後、本日までに受理したもの

請 願 ----- 0件

陳 情 ----- 0件

④ 意見書案 ----- 0件

(2) 分割議決議案

① 議案第36号 子母口小学校・東橋中学校改築工事請負契約の変更について

(3) 追加議案

（2月19日頃提出予定）

① 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

② 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

③ 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ④ 川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑤ 川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑥ 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑦ 川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑧ 川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑨ 川崎市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑩ 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑪ 平成26年度川崎市一般会計補正予算
- ⑫ 平成27年度川崎市一般会計補正予算

(4) 平成27年度施政方針

(5) 会議録署名議員（敬称略）

1 番 月本琢也 7 番 猪股美恵 47番 市古映美

(6) 予算審査特別委員会について

委員長選出会派・・・自民党

副委員長選出会派・・・公明党

(7) 質疑・質問・討論等の発言の会派順序

自民党、公明党、民主党、共産党、新しい川崎の会

(8) 会期及び会期日程案

2月13日（金）から3月18日（水）までの34日間

別紙「平成27年第1回川崎市議会定例会会期日程（案）」参照

日程第2 今後の議会改革等の検討課題について

(1) 会期の見直し

日程第3 交渉会派の人数について

日程第4 川崎市議会委員会条例について

日程第5 その他

平成27年第1回川崎市議会定例会会期日程

日	曜日	本会議	委員会等	摘 要
2/13	金	本会議 (第1日)		開会、諸報告、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案上程、市長「平成27年度施政方針」、局長提案説明、分割議案に対する議事（自席質疑、委員会付託）、散会
14	土			
15	日			
16	月		委員会	(分割議案に対する討論発言通告締切日 午後3時)
17	火		議会運営委員会	18日の本会議の運営について
18	水	本会議 (第2日)		再開、分割議案に対する委員長報告、討論、採決、散会 (請願・陳情締切日 午後5時)
19	木		議会運営委員会 委員会	追加議案、27日の本会議の運営について (代表質問発言通告締切日 午後1時)
20	金			
21	土			
22	日			
23	月			
24	火			
25	水			
26	木	本会議 (第3日)		再開、代表質問（自民党、公明党）、延会
27	金	本会議 (第4日)	正副委員長会議	再開、代表質問（民主党、共産党、新しい川崎の会）、予算審査特別委員会設置、当初予算議案付託、委員会付託（請願・陳情を含む）、追加議案に対する議事、散会 (予算審査特別委員会発言通告締切日 午後1時)
28	土			
3/1	日			
2	月			
3	火			
4	水			
5	木		予算審査特別委員会	正副委員長互選、審査
6	金		予算審査特別委員会	審査
7	土			
8	日			
9	月		予算審査特別委員会	審査
10	火		予算審査特別委員会	審査
11	水		委員会	
12	木		委員会	
13	金		委員会	
14	土			
15	日			
16	月			(討論発言通告締切日 午後3時)
17	火		議会運営委員会	18日の本会議の運営について
18	水	本会議 (第5日)		再開、委員長報告、討論、採決、その他、閉会

* 発言の会派順位 自民党、公明党、民主党、共産党、新しい川崎の会

2月13日（金）の本会議の議事要領

【議事日程～別紙議事日程第1号による】

- 1 開会宣告及び開議宣告
- 2 諸報告
 - (1) 包括外部監査人から平成26年度川崎市包括外部監査の結果報告書が提出されたことの報告
 - (2) 議事説明員の出席要求をしたことの報告
- 3 会議録署名議員の指名（敬称略）
1番 月本琢也 7番 猪股美恵 47番 市古映美
- 4 会期の決定
- 5 施政方針、議案70件及び報告1件を一括上程、施政方針の説明、提案説明、分割議決議案の議事
 - (1) 議案第36号 子母口小学校・東橘中学校改築工事請負契約の変更について
〔自席質疑の後、委員会付託〕

平成 27 年第 1 回川崎市議会定例会
議事日程第 1 号

平成 27 年 2 月 13 日 (金)
午前 10 時 開 会

第 1

会議録署名議員の指名

第 2

会期の決定

第 3

平成 27 年度施政方針

第 4

- 議案第 1 号 川崎市附属機関設置条例の制定について
議案第 2 号 附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第 3 号 川崎市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 号 川崎市個人情報保護条例及び川崎市審議会等の会議の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 号 川崎市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 号 川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 号 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8 号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について【分割付託】
議案第 9 号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 10 号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 11 号 川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 12 号 川崎市民生委員の定数に関する条例の制定について
議案第 13 号 川崎市地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第 14 条第 1 項の条例で定める日等を定める条例の制定について
議案第 14 号 川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例の制定について
議案第 15 号 川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 16 号 川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 17 号 川崎市自殺対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 18 号 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 19 号 川崎市老人いこいの家条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 20 号 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例及び川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 21 号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 22 号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 23 号 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 24 号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 25 号	川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 26 号	川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 27 号	川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 28 号	川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 29 号	川崎市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
議案第 30 号	川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について
議案第 31 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第 32 号	包括外部監査契約の締結について
議案第 33 号	川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第 34 号	高石住宅新築第 1 号工事請負契約の締結について
議案第 35 号	五反田川放水路放流部函体築造工事請負契約の締結について
議案第 36 号	子母口小学校・東橋中学校改築工事請負契約の変更について
議案第 37 号	仮称溝口駅南口地下駐輪場新築工事及び仮称溝口駅南口地下駐輪場新築付帯工事請負契約の変更について
議案第 38 号	川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について
議案第 39 号	中原区における町区域の設定及び変更について
議案第 40 号	中原区における住居表示の実施区域及び方法について
議案第 41 号	中央療育センターの指定管理者の指定について
議案第 42 号	川崎市ヒルズすえながの指定管理者の指定について
議案第 43 号	川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について
議案第 44 号	王禅寺四ツ田特別緑地保全地区用地の取得について
議案第 45 号	市道路線の認定及び廃止について
議案第 46 号	平成 27 年度川崎市一般会計予算
議案第 47 号	平成 27 年度川崎市競輪事業特別会計予算
議案第 48 号	平成 27 年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
議案第 49 号	平成 27 年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 50 号	平成 27 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
議案第 51 号	平成 27 年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 52 号	平成 27 年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
議案第 53 号	平成 27 年度川崎市介護保険事業特別会計予算
議案第 54 号	平成 27 年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
議案第 55 号	平成 27 年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
議案第 56 号	平成 27 年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
議案第 57 号	平成 27 年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
議案第 58 号	平成 27 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
議案第 59 号	平成 27 年度川崎市公債管理特別会計予算
議案第 60 号	平成 27 年度川崎市病院事業会計予算
議案第 61 号	平成 27 年度川崎市下水道事業会計予算
議案第 62 号	平成 27 年度川崎市水道事業会計予算
議案第 63 号	平成 27 年度川崎市工業用水道事業会計予算
議案第 64 号	平成 27 年度川崎市自動車運送事業会計予算
議案第 65 号	平成 26 年度川崎市一般会計補正予算
議案第 66 号	平成 26 年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第 67 号	平成 26 年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
議案第 68 号	平成 26 年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算
議案第 69 号	平成 26 年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計補正予算
議案第 70 号	平成 26 年度川崎市公債管理特別会計補正予算
報告第 1 号	地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告について

平成27年第1回川崎市議会定例会議案付託表（その1）

平成27年2月13日

付託委員会	案 件
総務委員会 (1)	議案第36号 子母口小学校・東橋中学校改築工事請負契約の変更について

議場内理事者席(本会議) H27. 2. 18

オペレーター			

		教 育 長		
--	--	-------------	--	--

市 長	砂 田 副 市 長	三 浦 副 市 長	菊 地 副 市 長	
--------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	--

総務局	
総合企画局	
財政局	
	まちづくり局

--	--	--	--	--	--

総務局長	総合企画局長	財政局長			
------	--------	------	--	--	--

演壇

	まちづくり局長				
--	---------	--	--	--	--

--	--	--	--	--

議長

--	--	--	--	--

	教育委員会			議 会 局
--	-------	--	--	-------------

予 算 審 査 調 査 票

◎ 予算議案の研究のため、理事者に対する質問事項、確認事項等がございましたら、下記にご記入の上、ご提出いただければ、それぞれの担当局が、説明に伺わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

名 前 : _____

	局 名(課名)	日 時	備 考 (調査項目等)
1		日() 時 分頃	
2		日() 時 分頃	
3		日() 時 分頃	
4		日() 時 分頃	
5		日() 時 分頃	
6		日() 時 分頃	
例)	総務局***課	5日(水) 10時30分頃	***関係

*** この用紙は通告書ではございません。**

* 2 / 27 (金) の午後1時に回収に伺います。

(総務局庶務課 調査担当 内線21322)

議会運営検討協議会第8回報告書（抜粋）

【会期の見直し】

1 検討結果

当協議会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、協議会としての結論に至った。

- (1) 会期の日数を増加させることにより、災害時などの緊急時に速やかに会議を開催できること、地方自治法第179条に基づく市長の専決処分を少なくして、議会のチェック機能の強化を図ることができること、閉会中も常任委員会が積極的に活動しているなど、実質的に通年化している本市議会の実態に即した見直しとすることで、市民にわかりやすい議会となることなどから、会期の見直しを行うべきである。
- (2) また、会期の見直しにあたっては、地方自治法第102条の2に基づく通年の会期制とするのではなく、従来からの規定である地方自治法第102条に基づく見直しとするべきである。
- (3) なお、協議会では、会期の見直しの必要性は意見が一致したものの、具体的な会期の見直しに関しては、各委員から、現在検討が行われている決算審査の見直しの実施状況を勘案した上で具体的な会期の見直しの検討を進めるべきとの意見、地方自治法第102条に基づく通年議会とするべきとの意見、ただちに通年議会とするのではなく、3会期制、2会期制のあり方を検討するべきとの意見、会期を見直した場合のメリット、デメリットを検討するべきとの意見など、様々な意見があるため、具体的な会期の見直しについては、更なる検討が必要である。具体的な会期の見直しは、一致しなかったが、ここで報告書を取りまとめ、議運に報告することと決した。

「会期の見直し」に関する各会派の見解

平成26年12月16日現在

各 会 派 の 意 見	
自 民 党	<p>・ 団では様々な意見があり議論の時間が必要である。議会全体のあり方を変更する大変重要なテーマでもあるため、議会運営検討協議会で再度協議をするなど、時間をかけて協議をする必要があると考えている。</p>
公 明 党	<p>・ 年度末の専決処分の解消を考慮し、会期の見直しを行い、通年議会とするべきと考えるが、歩み寄りができるのであれば、2会期制、3会期制でも構わない。また、実施時期は改選後の来年度からとするべきである。</p>
民 主 党	<p>・ 専決処分の解消、重大な事故、災害時の迅速な体制構築のため、通年議会とするべきであり、来期から導入が図れるように、今年度中に議論を深めて結論が出ればよいと考えるが、時間をかけて協議するべきとの意見も尊重していきたい。</p>
共 産 党	<p>・ 会期の見直しに当たっては、必要性については理解しているが、具体的な見直しに当たって、報告書のとおり、メリット、デメリットを検討するべきと考え、また、現状の4会期制で大きな支障がないこともあり、改選後に改めて慎重な議論を行うこととしてもよいのではないかと考える。</p>
新 し い 川 崎 の 会	<p>・ 通年議会、2会期制、3会期制の見直しの方法は様々あると思うので、柔軟に考えていきたい。今後については、時間をしっかりと作って議論をする必要があると考えており、議運で協議を行うことになれば、協議に参加していきたい。</p>

「交渉会派の人数」に関する各会派の見解

平成24年10月2日現在

各 会 派 の 意 見	
自 民 党	<ul style="list-style-type: none"> ・他都市の状況も考慮すると、60人規模で5つの常任委員会であれば、全常任委員会に会派から委員を選出できる程度の人数とすることが妥当と考えるため、5人と規定できればよいと考える。
公 明 党	<ul style="list-style-type: none"> ・会派で検討したが意見が若干分かれており、本日の各会派の意見も踏まえて再度議論したい。
民 主 党	<ul style="list-style-type: none"> ・会派では結論に至らなかったため、議論のためもう少し時間をいただきたい。
共 産 党	<ul style="list-style-type: none"> ・一人会派も認めるべきとの立場をこれまでも堅持してきた。そういった立場から交渉会派の人数は慎重な検討が求められていると認識しているので、そのような扱いをお願いしたい。
新 し い 川 崎 の 会	<ul style="list-style-type: none"> ・団会議で検討したが、現状の3人として審議を進めてみたらどうかとの結論になった。また、議会運営の手引きにおける議運の選出会派の規定にも関係してくるため、その点も含めながら慎重な審議を願いたい

○指定都市議員定数・交渉会派人数等一覧

	議員定数	交渉会派人数	交渉会派数	会派名等（所属議員数）	常任委員会数
札幌市	68人	3人以上	5会派	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市議会自民党・市民会議(24人) ・札幌市議会民主党・市民連合議員会(23人) ・札幌市議会公明党議員会(9人) ・日本共産党札幌市議会議員団(5人) ・札幌市議会市民ネットワーク北海道(3人) ・改革(2人) ・無所属(1人) ・札幌市議会みんなの党(1人) 	6
仙台市	55人	5人以上	6会派	<ul style="list-style-type: none"> ・自由民主党・仙台(12人) ・市民フォーラム仙台(9人) ・自由民主党復興仙台(9人) ・公明党仙台市議団(8人) ・日本共産党仙台市議団(7人) ・社民党仙台市議団(5人) ・みんなの仙台(4人) ・自由民主党(1人) 	5
さいたま市	60人 (欠員1)	5人以上	5会派	<ul style="list-style-type: none"> ・自由民主党さいたま市議会議員団(21人) ・民主党さいたま市議団(12人) ・公明党さいたま市議会議員団(10人) ・日本共産党さいたま市議会議員団(7人) ・改革フォーラムさいたま市議団(6人) ・無所属(1人) ・無所属(1人) ・無所属(1人) 	6
千葉市	54人 (欠員1)	4人以上	5会派	<ul style="list-style-type: none"> ・自由民主党千葉市議会議員団(17人) ・公明党千葉市議会議員団(8人) ・民主党千葉市議会議員団(8人) ・日本共産党千葉市議会議員団(6人) ・未来創造ちば(6人) ・次世代の党・維新の党(3人) ・市民ネットワーク(2人) ・無所属(1人) ・無所属(1人) ・無所属(1人) 	5
横浜市	86人 (欠員2)	5人以上	5会派	<ul style="list-style-type: none"> ・自由民主党横浜市議会議員団(32人) ・公明党横浜市議会議員団(15人) ・民主党横浜市議会議員団(15人) ・横浜の未来を結ぶ会(8人) ・日本共産党横浜市議会議員団(5人) ・みんなの党横浜市議会議員団(4人) ・ヨコハマ会横浜市議会議員団(2人) ・無所属クラブ(2人) ・無所属(神奈川県ネットワーク運動)(1人) 	8
相模原市	49人 (欠員1)	3人以上	6会派	<ul style="list-style-type: none"> ・新政クラブ(17人) ・公明党相模原市議団(8人) ・民主・新無所属の会(6人) ・颯爽の会(5人) ・日本共産党相模原市議団(3人) ・市民連合(3人) ・相友会(2人) ・無所属(1人) ・無所属(1人) ・無所属(1人) ・無所属(1人) 	5

	議員 定数	交渉 会派人数	交渉 会派数	会派名等（所属議員数）	常任 委員会数
新潟市	56人 (欠員3)	4人以上	8会派	<ul style="list-style-type: none"> ・保守市民新潟(10人) ・新市民クラブ(9人) ・日本共産党新潟市議会議員団(7人) ・民主にいがた(6人) ・市民連合(5人) ・新潟市政クラブ(5人) ・公明党新潟市議団(4人) ・新風クラブ(4人) ・無所属(1人) ・無所属(1人) ・無所属(1人) 	4
静岡市	48人	4人以上	5会派	<ul style="list-style-type: none"> ・自由民主党静岡市議会議員団(20人) ・新政会(8人) ・公明党静岡市議会(6人) ・日本共産党静岡市議会議員団(5人) ・静翔会(5人) ・日本維新の会市議会議員団(2人) ・「山と町」安全の会(1人) ・緑の党 Greens Japan(1人) 	6
浜松市	46人 (欠員2)	4人以上	4会派	<ul style="list-style-type: none"> ・自由民主党浜松(21人) ・創造浜松(9人) ・市民クラブ(6人) ・公明党(5人) ・日本共産党浜松市議団(2人) ・社会民主党浜松(1人) 	5
名古屋市	75人	5人以上	5会派	<ul style="list-style-type: none"> ・自由民主党名古屋市議員団(18人) ・公明党名古屋市議員団(12人) ・民主党名古屋市議員団(11人) ・減税日本ナゴヤ(11人) ・日本共産党名古屋市議員団(5人) ・民政クラブ(3人) ・名古屋維新の会(1人) ・名古屋市民クラブ(1人) ・市民クラブ(1人) ・北無所属の会(1人) ・減税日本 市志の会(1人) ・減税日本 元祖・庶民革命(1人) ・市民主権クラブ(1人) ・創名会(1人) ・中川・市民の会(1人) ・仁心なごや(1人) ・地方分権改革会(1人) ・無所属クラブ(1人) ・ナゴヤの会(1人) ・民和会(1人) ・政和クラブ(1人) 	6
京都市	69人 (欠員1)	5人以上	4会派	<ul style="list-style-type: none"> ・自由民主党京都市議員団(23人) ・日本共産党京都市議員団(14人) ・民主・都みらい京都市議員団(13人) ・公明党京都市議員団(12人) ・地域政党京都党京都市議員団(4人) ・無所属(1人) ・無所属(1人) 	5
大阪市	86人 (欠員1)	5人以上	5会派	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪維新の会大阪市議員団(30人) ・公明党大阪市議員団(19人) ・自由民主党大阪市議員団(18人) ・OSAKAみらい大阪市議員団(9人) ・日本共産党大阪市議員団(8人) ・無所属大阪市議員団(1人) 	6

	議員 定数	交渉 会派人数	交渉 会派数	会派名等（所属議員数）	常任 委員会数
堺市	52人 (欠員2)	3人以上	5会派	<ul style="list-style-type: none"> ・公明党堺市議会議員団(11人) ・大阪維新の会堺市議会議員団(10人) ・自由民主党・市民クラブ(10人) ・ソレイユ堺(9人) ・日本共産党堺市議会議員団(8人) ・無所属(1人) ・無所属(1人) 	6
神戸市	69人 (欠員1)	5人以上	5会派	<ul style="list-style-type: none"> ・民主こうべ(12人) ・公明党(12人) ・自民党神戸(12人) ・自由民主党(11人) ・日本共産党(9人) ・新世代こうべ(4人) ・住民投票☆市民力(2人) ・新社会党(2人) ・神戸志民党(2人) ・無所属(維新の党)(1人) ・無所属(民主党)(1人) 	6
岡山市	52人 (欠員1)	5人以上	6会派	<ul style="list-style-type: none"> ・自由民主党岡山市議団・無所属の会(17人) ・公明党岡山市議団(8人) ・新風会(7人) ・市民ネット(6人) ・日本共産党岡山市議団(5人) ・明政クラブ(5人) ・ゆうあいクラブ(1人) ・ネクスト岡山(1人) ・岡山鴻鶴会(1人) 	6
広島市	55人 (欠員3)	3人以上	6会派	<ul style="list-style-type: none"> ・自由民主党・保守クラブ(13人) ・自由民主党(11人) ・市民連合(8人) ・公明党(8人) ・市政改革・無党派クラブ(7人) ・日本共産党(3人) ・地域デザイン(2人) 	6
北九州市	61人 (欠員1)	5人以上	4会派	<ul style="list-style-type: none"> ・北九州市議会自由民主党・無所属の会議員団(21人) ・ハートフル北九州市議会議員団(12人) ・北九州市議会公明党議員団(11人) ・日本共産党北九州市会議員団(8人) ・維新の党北九州市議団(3人) ・みんなの北九州北九州市議会議員団(2人) ・ふくおか市民政治ネットワーク(1人) ・地域の声北九州(1人) ・無所属クラブ(1人) 	6
福岡市	62人 (欠員2)	4人以上	5会派	<ul style="list-style-type: none"> ・自由民主党福岡市議団(18人) ・公明党福岡市議団(12人) ・福岡市民クラブ(9人) ・みらい福岡市議団(8人) ・日本共産党福岡市議団(5人) ・社民・市政クラブ福岡市議団(3人) ・福岡維新の会(2人) ・無所属(1人) ・無所属(1人) ・無所属(1人) 	5

	議員 定数	交渉 会派人数	交渉 会派数	会派名等（所属議員数）	常任 委員会数
熊本市	48人 (定数特 例49人) (欠員2)	3人以上	5会派	<ul style="list-style-type: none"> ・自由民主党熊本市議団(18人) ・くまもと未来(9人) ・市民連合(8人) ・公明党熊本市議団(6人) ・日本共産党熊本市議団(3人) ・市政クラブ(1人) ・日本の教育を考える会(1人) ・自由クラブ(1人) 	7
川崎市	60人 (欠員2)	3人以上	5会派	<ul style="list-style-type: none"> ・自由民主党川崎市議会議員団(15人) ・公明党川崎市議会議員団(13人) ・民主党川崎市議会議員団(10人) ・日本共産党川崎市議会議員団(9人) ・新しい川崎の会市議会議員団(4人) ・無所属(1人) ・無所属(1人) ・無所属(1人) ・無所属(1人) ・無所属(1人) ・無所属(1人) ・無所属(1人) 	5

地 方 自 治 法 の 一 部 改 正 新 旧 対 照 表

改正後	現 行
<p>第121条</p> <p>普通地方公共団体の長、<u>教育委員会の教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。ただし、出席すべき日時に議場に出席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を議長に届け出たときは、この限りでない</p>	<p>第121条</p> <p>普通地方公共団体の長、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。ただし、出席すべき日時に議場に出席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を議長に届け出たときは、この限りでない</p>

川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(出席説明の要求)</p> <p>第19条 委員会は、審査又は調査のため市長、<u>教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長及び監査委員</u>その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>	<p>(出席説明の要求)</p> <p>第19条 委員会は、審査又は調査のため市長、<u>教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長及び監査委員</u>その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>